四四五　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　一九　225　一二

四四六　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　二〇　三

四四七　二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件　二五　230　一〇

四四八　三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する件　二五　230　一〇

四四九　特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　二五　230　一〇

四五〇　構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件　二五　230　一〇

四五一　工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件　二五　230　一〇

四五二　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二五　230　一〇

四五三　携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件　二五　230　一〇

四五四　符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二五　230　一九

四五五　時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件　二五　230　一九

四五六　特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件　二五　230　一九

四五七　インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件　二五　230　一九

四五八　平成二十二年国勢調査の結果、平成二十二年十月一日現在の北海道等の市区町村別並びに全国の確定した人口及び世帯数に関する件　二七　232　五

四五九　施設等所在市町村調整交付金交付要綱の一部を改正する件　二八　六

四六〇―四六二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二八　六

四六三　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二八　六

四六四　東経百二十四度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件　三一　三

○経済産業省、法務省、総務省

六　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　〃　六　二一　二

七　〃　六　二一　二

○総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　科学技術基本計画を公表する件　二八　233　一〇

○中央選挙管理会

八　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　五　三

○政治資金適正化委員会

五六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一一　二

五七　〃　一二　二

五八　〃　一九　五

○法務省

四五二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件の一部を改正する件　三　二

四五三　電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件　三　二

四五四　日本国に帰化を許可する件　四　一

四五五　除籍の一部が滅失した件　五　三

四五六　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　五　三

四五七　日本国に帰化を許可する件　五　三

四五八　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　七　五

四五九　除籍の一部が滅失した件　七　五

四六〇　日本国に帰化を許可する件　七　五

四六一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　一一　二

四六二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　一一　二

四六三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件　一一　二

四六四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一二　二